

自己資本規制
【通称:バーゼルⅢ】

- リスク管理への取組みについて 35
- 単体における事業年度の開示事項 36
- 連結における事業年度の開示事項 41

INDEX

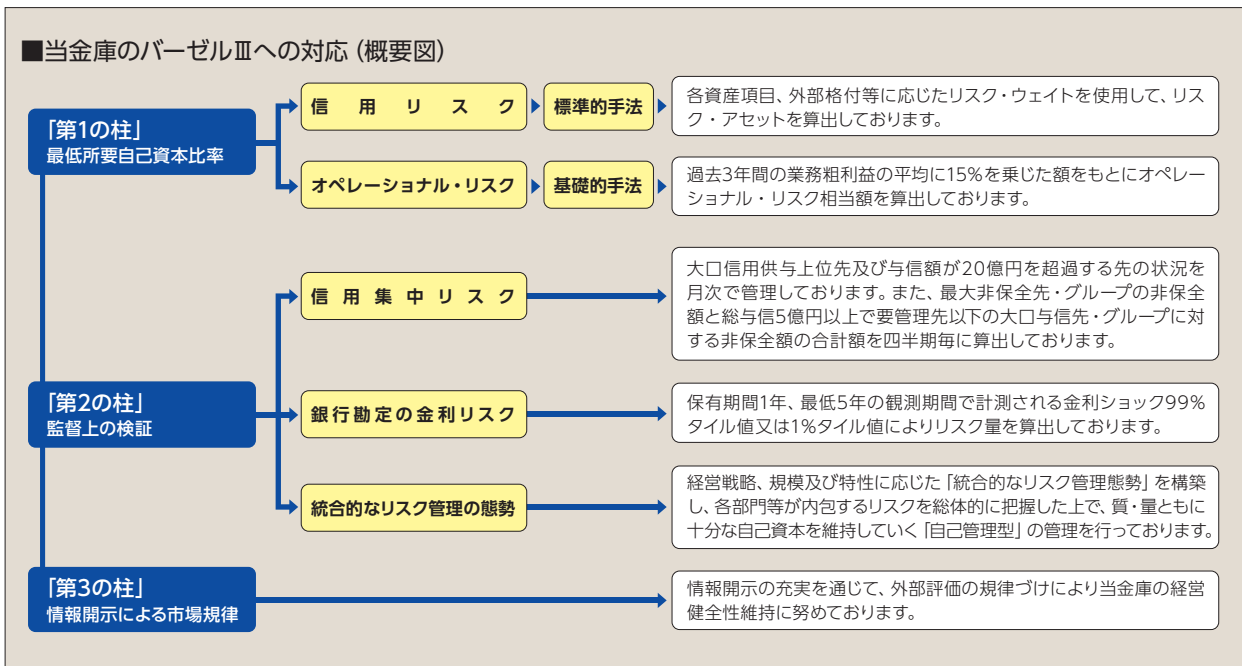
リスク管理への取組みについて
開示事項索引

- リスク管理への取組みについて 35
- 単体における事業年度の開示事項
 - ① 自己資本調達手段の概要 36
 - ② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 36
 - ③ 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 36~38
 - ④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 39
 - ⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要 39
 - ⑥ 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 39
 - ⑦ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 39
 - ⑧ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー
又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 39~40
 - ⑨ 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び
手続きの概要 40
- 連結における事業年度の開示事項
 - ① 連結の範囲に関する事項 41
 - ② 自己資本調達手段の概要 41
 - ③ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 41
 - ④ 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 42~43
 - ⑤ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 43
 - ⑥ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要 43
 - ⑦ 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 43
 - ⑧ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 43
 - ⑨ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は
株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 43
 - ⑩ 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び
手続きの概要 44
- 用語解説 44

金融環境の変化、業務の多様化・複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは拡大・多様化しております。このような環境下において、当金庫が健全経営を続け、地域社会に対し持続的な貢献をしていくためには、リスク管理態勢の強化が重要であると考えております。

当金庫では、リスク管理態勢の強化を最重要課題の1つと位置づけ、どのような環境下でも柔軟に対応できるリスク管理態勢の構築に取り組んでおります。

自己資本規制 (通称：バーゼルⅢ) について	バーゼルⅢは、「第1の柱」「第2の柱」「第3の柱」から構成され、金融機関が抱える様々なリスクを今まで以上に明確にし、自己資本充実のもと金融機関の健全経営強化を図るもので、従前のバーゼルⅡから、より厳格化されたものです。 (平成26年3月決算からバーゼルⅢが適用されております)
---------------------------------------	---



「第1の柱」は、 最低所要自己資本比率に関する事項で、信用リスク・アセットの把握を精緻化するとともに、オペレーショナル・リスクを算出し、リスク・アセットに加えております。
 なお、信用リスク・アセットの計測につきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用しております。
 ※マーケット・リスクについては、当金庫は対象外です。

「第2の柱」は、 金融機関の自己資本戦略及びそれを維持するためのリスク管理態勢について監督当局が検証することで、金融機関に対してそれらのレベル向上を促すものです。
 「第1の柱」で捉えられないリスク(信用集中リスク、銀行勘定の金利リスク)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討致します。
 なお、銀行勘定の金利リスクの計測につきましては、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利ショック99%タイル値又は1%タイル値によって計測しております。また、信用集中リスクの計測につきましては、名寄せ後5億円以上を対象として計測しております。
 更に、統合的なリスク管理の態勢として、リスクカテゴリー毎に質的・量的に評価し、総体的に把握した上で、十分な自己資本を維持していく「自己管理型」の管理を行っております。

「第3の柱」は、 「第1の柱」と「第2の柱」の内容を皆様に開示し、当金庫の市場規律を高めるものです。

当金庫は、この指針に従って多種多様なリスク量を算出又は質的に評価し、健全性維持・強化を図るための「統合的なリスク管理態勢」の構築を目指してまいります。

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫の自己資本調達手段の種類は、普通出資（発行主体：北海道信用金庫）のみであります。

■自己資本の構成に関する事項

本誌8ページ参照

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本は勿論のこと、自己資本比率についても経営の健全性・安全性を充分保っております。また、各エクスポージャー（与信額）が1つの分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計（A）	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	213,054	433,689	8,522	17,347
ソプリン向け	3,315	5,656	132	226
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,310	61,030	612	2,441
法人等向け	55,232	105,486	2,209	4,219
中小企業等・個人向け	42,114	90,094	1,684	3,603
抵当権付住宅ローン	8,599	9,125	343	365
不動産取得等事業向け	64,396	125,863	2,575	5,034
三月以上延滞等	885	1,674	35	66
取立未済手形	18	28	0	1
出資等	2,483	3,495	99	139
出資等のエクスポージャー	2,483	3,495	99	139
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,172	40,241	1,046	1,609
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,633	15,127	385	605
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,290	4,949	91	197
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,360	1,938	54	77
上記以外のエクスポージャー	12,888	18,226	515	729
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
複数資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	7	—	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,477	△9,076	△219	△363
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	62	0	2
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額（B）	13,078	25,022	523	1,000
単体総所要自己資本額（A+B）	226,132	458,711	9,045	18,348

注1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

注2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

注3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構向け、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門（当該国内においてソプリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

注4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
 粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）× 15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

注6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

3 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。
 当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識の上、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」・「融資規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に把握する管理態勢を構築しています。

また、信用格付制度の導入や厳格な自己査定によって信用リスクを評価しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定規程」及び「信用格付取扱規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

単体における事業年度の開示事項

《リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関》

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関に以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社日本格付研究所
- 株式会社格付投資情報センター
- スタンダード&プアーズ
- ムーディーズ・ジャパン株式会社

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	552,691	1,161,839	314,673	576,729	154,691	265,263	7	178	2,184	3,570
国 外	1,000	5,224	-	-	1,000	5,193	-	31	-	-
地 域 別 合 計	553,691	1,167,063	314,673	576,729	155,691	270,456	7	209	2,184	3,570
製 造 業	15,405	34,552	10,524	24,437	4,100	9,236	-	-	271	574
農 林 漁 業	106	2,392	106	2,392	-	-	-	-	1	16
鉱業、採石業、砂利採取業	44	240	44	240	-	-	-	-	-	-
建 設 業	28,176	50,050	27,808	49,649	300	300	-	-	640	738
電気・ガス・熱供給・水道業	11,347	12,806	300	712	10,900	11,849	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,989	3,182	695	864	1,199	2,199	-	-	3	5
運 輸 業、 郵 便 業	32,064	38,426	6,681	11,480	25,225	26,806	-	-	7	44
卸 売 業、 小 売 業	21,868	45,329	18,809	40,602	2,903	4,503	-	-	127	657
金 融 業、 保 険 業	102,656	339,422	9,068	14,871	37,547	51,078	7	173	-	3
不 動 産 業	72,952	137,845	67,618	129,651	2,299	3,399	-	-	283	453
物 品 賃 貸 業	2,263	5,261	2,243	4,438	-	798	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	737	1,453	711	1,427	-	-	-	-	1	1
宿 泊 業	1,503	3,512	1,503	3,512	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	2,215	5,194	2,214	5,192	-	-	-	-	63	201
生活関連サービス業、娯楽業	3,883	6,194	3,882	6,186	-	-	-	-	7	12
教育、学習支援業	697	1,957	697	1,956	-	-	-	-	1	13
医 療、 福 祉	5,505	17,209	5,503	17,202	-	-	-	-	242	141
その他のサービス	11,891	24,398	11,823	24,342	-	-	-	-	84	166
国・地方公共団体等	156,023	294,048	84,509	132,819	71,214	160,284	-	-	-	-
個 人	59,981	104,855	59,925	104,743	-	-	-	-	447	540
そ の 他	22,373	38,727	-	4	-	-	-	36	-	-
業 種 別 合 計	553,691	1,167,063	314,673	576,729	155,691	270,456	7	209	2,184	3,570

1 年 以 下	94,181	319,957	40,668	79,700	11,796	31,512	-	40
1 年 超 3 年 以 下	80,050	118,105	26,016	43,319	43,033	58,263	-	22
3 年 超 5 年 以 下	83,325	137,845	44,429	69,401	38,896	68,427	-	16
5 年 超 7 年 以 下	58,218	143,634	23,982	51,109	34,235	76,505	-	19
7 年 超 1 0 年 以 下	57,548	112,096	30,311	63,619	27,229	25,143	7	33
1 0 年 超	134,732	249,948	132,232	234,853	500	9,253	-	42
期間の定めのないもの	45,633	85,475	17,031	34,726	-	1,350	-	36
残 存 期 間 別 合 計	553,691	1,167,063	314,673	576,729	155,691	270,456	7	209

注1. 証券化エクスポージャーのほか、オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

注2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定指定日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

注3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、金銭の信託（リートを除く）、その他資産（未収利息を除く）、有形固定資産、無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産が含まれます。

注4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌55ページに掲載しております。

単体における事業年度の開示事項

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	280	260	260	639	12	—	267	449	260	450	—	0
農林漁業	1	1	1	33	—	1	1	18	1	15	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—
建設業	857	651	651	1,199	170	94	686	882	651	874	—	—
卸売業、小売業	425	113	113	1,568	294	328	131	640	113	712	—	—
金融業、保険業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	3	3	0	—	—	3	3	3	0	—	—
運輸業、郵便業	38	35	35	406	1	—	36	225	35	216	—	—
不動産業	218	210	210	933	—	—	218	476	210	666	—	—
物品賃貸業	52	51	51	—	—	—	52	51	51	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
宿泊業	—	—	—	226	—	—	—	117	—	109	—	—
飲食業	65	62	62	270	—	7	65	164	62	161	—	—
生活関連サービス業	13	12	12	36	—	6	13	13	12	29	—	—
教育、学習支援業	1	1	1	9	—	—	1	5	1	5	—	—
医療、福祉	134	165	165	422	—	20	134	318	165	249	—	—
その他のサービス	172	92	92	335	75	5	96	209	92	212	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	104	101	101	227	—	14	104	197	101	115	—	—
合計	2,370	1,765	1,765	6,313	555	479	1,815	3,777	1,765	3,820	—	0

注1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

注2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

注3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	196,438	—	346,067
10%	—	31,716	—	56,095
20%	6,208	77,597	5,773	305,934
35%	—	20,983	—	22,674
50%	31,004	1,686	58,000	2,395
75%	—	51,954	—	110,016
100%	2,612	132,184	5,319	253,227
150%	—	457	—	782
200%	—	302	—	—
250%	—	544	—	775
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	0
合計	39,825	513,865	69,092	1,097,971

注1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

注2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

注3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしておりますが、判断の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な対応に努めております。

自己資本規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や有価証券・不動産等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」や「担保物評価規則」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府関係機関等と同様の信用度を持つ「北海道信用保証協会保証」、金融機関エクスపోージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「融資業務取扱規程」により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスపోージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスపోージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスపోージャー		465	1,938	46,112	66,894

注: 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫は、貸出金の一部に派生商品取引を内包した債権を保有しております。この債権におけるリスクは基本的に受取利息に限定され元本に及ばないこと、発行体等の信用力が高いこと等の理由から、他の債権と同様のリスク管理を行っております。

また、市場運用の一環として、派生商品取引を内包した債券を保有しております。この債券におけるリスクは基本的に受取利息に限定されること、購入時に取引先の信用力の高いものに限定していること等の理由から、債券自体のリスク管理以外の特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	平成28年度	平成29年度	与信相当額	
	カレント・エクスపోージャー方式	カレント・エクスపోージャー方式	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスపోージャー方式	カレント・エクスపోージャー方式	7	209
			外為関連取引	79
			金利関連取引	45
			株式関連取引	0
			クレジット・デリバティブ取引	85

6 証券化エクスపోージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。前者については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、定期的に経営推進会議に報告し、適切なリスク管理に努めることとしております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用管理規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

一方、後者については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

なお、当金庫では現在、前者及び後者に係る証券化エクスపోージャー(再証券化エクスపోージャーを含む)の保有はございません。

7 オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と捉え、事務リスク、システムリスク、その他のカテゴリーによってリスクの認識・管理を行っております。

オペレーショナル・リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用することとし、さらなる態勢整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、定期的に経営推進会議等において、管理態勢を整備しております。

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

当金庫は、過去3年間の業務粗利益の平均値に15%を乗じた額を基にリスク量を算出する基礎的手法を採用しております。

8 銀行勘定における出資その他これに類するエクスపోージャー又は株式等エクスపోージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資金等又は株式エクスపోージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連法人等株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合等への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、経営推進会議において定期的に報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社・関連法人等株式、投資事業組合等への出資に関しては、資金運用管理規程等に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営推進会議へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

単体における事業年度の開示事項

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,475	2,475	3,772	3,772
非上場株式等	2,641	—	5,501	—
合 計	5,116	2,475	9,273	3,772

注1. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して上場株式等を含めております。
注2. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売 却 益	95	89
売 却 損	21	13
償 却	14	2

注1. 損益計算書における損益の額を記載しております。
注2. 売却損益には投資の目的で出資した匿名組合及び投資事業組合分の損益は含まれておりません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	342	833

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	—	—

9 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことをいいますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(パーセンタイル値)の計測や、金利更改を提案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムや証券管理システムにより、定期的また適宜計測を行い、経営推進会議で協議検討をするとともに、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

また、金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法～[GPS計算方式]
- ・コア預金～対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
算定方法：①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額が上限
満 期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産、負債～預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産、負債
- ・金利ショック～99%タイル値又は1%タイル値
- ・リスク計測の頻度～月次(前月末基準)

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸 出 金	1,167	3,622	定期性預金	△ 182	△ 675
有 価 証 券 等	1,198	3,311	要 求 払 預 金	△ 152	△ 1,348
預 け 金	94	1,279	そ の 他	0	△ 21
コールローン等	—	—			
そ の 他	—	—			
運用勘定合計	2,459	8,212	調達勘定合計	△ 334	△ 2,044
銀行勘定の金利リスク	2,125	6,168			

注1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(預金、貸出金、有価証券等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の99%タイル値と1%タイル値による金利ショックにて銀行勘定における金利リスク量を計測しております。
注2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年の期間に振り分けてリスク量を算定しています。
注3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
 - 相違はございません
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ①連結子会社の数……………3社
 - ②連結子会社の名称……………しんきん北海道ビジネスサービス株式会社／しんきん北海道総合管理有限会社／株式会社しんきん北海道金融センター
 - ③主要な業務の内容……………事務処理の受託業務／不動産の競落業務／法人コンサルティング業務
- (3) 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 - 該当はございません
- (4) その他金融機関等（注）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（注）自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。
 - 該当はございません
- (5) 信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は法第54条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 - 該当はございません
- (6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
 - 該当はございません

2 自己資本調達手段の概要

本誌36ページ参照（単体と同じ）

■自己資本の構成に関する事項

本誌9ページ参照

3 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本誌36ページ参照（単体と同じ）

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計（A）	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計（A）	213,033	433,682	8,521	17,347
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	218,509	442,689	8,740	17,707
ソブリン向け	3,315	5,656	132	226
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,310	61,030	612	2,441
法人等向け	55,232	105,486	2,209	4,219
中小企業等・個人向け	42,114	90,094	1,684	3,603
抵当権付住宅ローン	8,599	9,125	343	365
不動産取得等事業向け	64,396	125,863	2,575	5,034
三月以上延滞等	885	1,674	35	66
取立未済手形	18	28	0	1
出資等	2,269	3,289	90	131
出資等のエクスポージャー	2,269	3,289	90	131
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,366	40,440	1,054	1,617
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外に係るエクスポージャー	9,633	15,127	385	605
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,290	4,949	91	197
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,360	1,938	54	77
上記以外のエクスポージャー	13,081	18,425	523	737
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
複数資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	7	—	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,477	△9,076	△219	△363
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	62	0	2
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額（B）	13,072	25,016	522	1,000
連結総所要自己資本額（A+B）	226,106	458,699	9,044	18,347

注1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
 注2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。
 注3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構向け、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会のこと。
 注4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのこと。
 注5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

注6. 連結総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

4 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌36ページ参照 (単体と同じ)

《リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関》

本誌37ページ参照 (単体と同じ)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	552,671	1,161,832	314,673	576,729	154,691	265,263	7	178	2,184	3,570
国 外	1,000	5,224	-	-	1,000	5,193	-	31	-	-
地 域 別 合 計	553,671	1,167,056	314,673	576,729	155,691	270,456	7	209	2,184	3,570
製 造 業	15,405	34,552	10,524	24,437	4,100	9,236	-	-	271	574
農 林 漁 業	106	2,392	106	2,392	-	-	-	-	1	16
鉱業・採石業、砂利採取業	44	240	44	240	-	-	-	-	-	-
建 設 業	28,176	50,050	27,808	49,649	300	300	-	-	640	738
電気・ガス・熱供給・水道業	11,347	12,806	300	712	10,900	11,849	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,989	3,182	695	864	1,199	2,199	-	-	3	5
運 輸 業、郵 便 業	32,064	38,426	6,681	11,480	25,225	26,806	-	-	7	44
卸 売 業、小 売 業	21,868	45,329	18,809	40,602	2,903	4,503	-	-	127	657
金 融 業、保 険 業	102,656	339,422	9,068	14,871	37,547	51,078	7	173	-	3
不 動 産 業	72,758	137,659	67,618	129,651	2,299	3,399	-	-	283	453
物 品 賃 貸 業	2,263	5,261	2,243	4,438	-	798	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	727	1,443	711	1,427	-	-	-	-	1	1
宿 泊 業	1,503	3,512	1,503	3,512	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	2,215	5,194	2,214	5,192	-	-	-	-	63	201
生活関連サービス業、娯楽業	3,883	6,194	3,882	6,186	-	-	-	-	7	12
教育、学習支援業	697	1,957	697	1,956	-	-	-	-	1	13
医 療、福 祉	5,505	17,209	5,503	17,202	-	-	-	-	242	141
その他のサービス	11,881	24,388	11,823	24,342	-	-	-	-	84	166
国・地方公共団体等	156,023	294,048	84,509	132,819	71,214	160,284	-	-	-	-
個 人	59,981	104,855	59,925	104,743	-	-	-	-	447	540
そ の 他	22,567	38,926	-	4	-	-	-	36	-	-
業 種 別 合 計	553,671	1,167,056	314,673	576,729	155,691	270,456	7	209	2,184	3,570

1 年 以 下	94,181	319,957	40,668	79,700	11,796	31,512	-	40
1 年 超 3 年 以 下	80,050	118,105	26,016	43,319	43,033	58,263	-	22
3 年 超 5 年 以 下	83,325	137,845	44,429	69,401	38,896	68,427	-	16
5 年 超 7 年 以 下	58,218	143,634	23,982	51,109	34,235	76,505	-	19
7 年 超 10 年 以 下	57,548	112,096	30,311	63,619	27,229	25,143	7	33
10 年 超	134,732	249,948	132,232	234,853	500	9,253	-	42
期間の定めのないもの	45,613	85,468	17,031	34,726	-	1,350	-	36
残 存 期 間 別 合 計	553,671	1,167,056	314,673	576,729	155,691	270,456	7	209

注1. 証券化エクスポージャーのほか、オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

注2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定指定日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

注3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、金銭の信託、投資信託(リートを除く)、その他資産(未収利息を除く)、有形固定資産、無形固定資産、退職給付に係る資産、繰延税金資産が含まれます。

注4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 本誌55ページ参照 (単体と同じ)

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 本誌38ページ参照 (単体と同じ)

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	196,438	—	346,067
10%	—	31,716	—	56,095
20%	6,208	77,597	5,773	305,934
35%	—	20,983	—	22,674
50%	31,004	1,686	58,000	2,395
75%	—	51,954	—	110,016
100%	2,612	132,164	5,319	253,220
150%	—	457	—	782
200%	—	302	—	—
250%	—	544	—	775
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	0
合計	39,825	513,845	69,092	1,097,964

注1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 注2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 注3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

7 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

8 オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

9 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

■出資等エクスポージャーの
連結貸借対照表計上額及び時価

区分	平成28年度		平成29年度	
	連結 貸借対照表 計上額	時価	連結 貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,475	2,475	3,772	3,772
非上場株式等	2,427	—	5,295	—
合計	4,902	2,475	9,067	3,772

注1. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して上場株式等に含めております。
 注2. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	95	89
売却損	21	13
償却	14	2

注1. 連結損益計算書における損益の額を記載しております。
 注2. 売却損益には投資の目的で出資した投資事業組合分の損益は含まれておりません。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で
認識されない評価損益の額
(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	342	833

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない
評価損益の額
(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	—	—

10 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

■金利リスクに関する事項

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

<用語解説>

用語	解説	ページ
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象等により損失を被るリスクのことをいいます。	35
信用集中リスク	与信ポートフォリオ全体に対して特定の業種や同一グループ、商品等の与信額の割合が過度に集中することによって、損失が発生した場合に被るリスクのことをいいます。	35
銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(預金、貸出金、有価証券等)が、金利ショック(変動)によって損失を被るリスクのことをいいます。	35
リスク・アセット	リスクを保有する資産(貸出金や有価証券等)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。	35
リスク・ウェイト	資産の危険度を表す指標であり、自己資本規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いております。	35
自己資本比率	自己資本の額 ÷ リスク・アセット等の額の合計額で算出します。	36
コア資本	自己資本の中の基礎項目であり、出資金、利益準備金、特別積立金等から構成されます。	36
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引等の与信取引と有価証券等の投資資産が該当します。	36
ソブリン	各国の政府や政府機関等が発行する債券の総称をソブリン債券といいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされます。	36
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものをいいます。	36
適格格付機関	新BIS規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のことで、金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。	37
適格金融資産担保	自己資本比率算定上、信用リスク削減手法として有効(適格)なものを指します。 具体的な内訳は以下のとおりです。 ①現金及び自庫預金 ②金 ③日本国若しくは地方公共団体の発行する円建ての債券等 ④適格金融機関が格付を付与している債券で次のもの 中央政府・銀行・日本の地方公共団体及び政府関係機関が発行した債券で、適格格付機関により付与された格付に対応する信用区分が所定以上であるもの等	39
オリジネーター	資金調達とバランスシートの圧縮を目的として資産の証券化を行う者(金銭債権や不動産等資金化が容易でない資産を保有する者)をいいます。	39
金利リスク	市場における金利水準の変動に伴って、資産・負債の価値が変動するリスクのことをいいます。	40
GPS計算方式	(グリッド・ポイント・センシビティ) 特定の期間(グリッド)毎の金利が1bp(0.01%)変化すると仮定した時の現在価値の変化額を算出するものです。	40
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。 具体的には①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高又は③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定めています。	40
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200bp(2%)の平行移動や99パーセンタイル値と1パーセンタイル値といった算出方法があります。	40
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちの%目の値。99パーセンタイル値は、99%目の値のことをいいます。	40